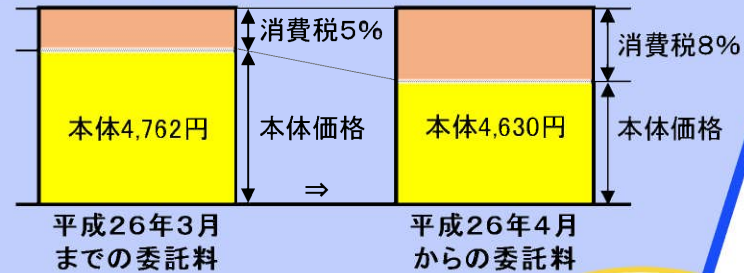


- ① 本件原稿作成事業者
 - ② 本件輸送事業者
 - ③ 本件委託講師
 - ④ 本件賃貸人
- 〔特定供給事業者 約2500名〕

※違反行為※

- ①～③⇒本件原稿作成事業者、本件輸送事業者及び本件委託講師に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せせずに各業務の委託料を支払った。
- ④⇒本件賃貸人に対し、平成26年4月分以後も消費税率引上げ分を上乗せせずに賃料を支払った。

例)原稿作成業務の場合(税込委託料5,000円)



消費税転嫁対策特別措置法では、合理的な理由なく消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価の額を定める行為を「買ったたき」として禁止しています。



消費税転嫁されてイルカ ルカちゃん

【特定事業者】株式会社中日新聞社
 (日刊新聞等の発行及び販売等の事業を営む事業者)

- ① 日刊新聞等に掲載する記事、イラスト等の原稿作成業務を本件原稿作成事業者に委託する。
 - ② 日刊新聞等の輸送業務を本件輸送事業者に委託する。
 - ③ カルチャー教室の受講者に対する講師業務を本件委託講師に委託する。
 - ④ 事務所等を本件賃貸人から賃借する。
- ※ ①～④の委託料及び賃料は税込価格で支払



※勧告の内容※

- 原稿作成業務、輸送業務及び講師業務の委託料について、平成26年4月1日に遡って速やかに、消費税率引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を本件原稿作成事業者、本件輸送事業者及び本件委託講師に支払うこと
- 賃料について、平成26年4月分に遡って、速やかに消費税率引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を本件賃貸人に支払うこと
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと など